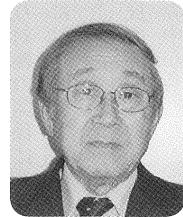


かむがわ



迎
春



民主主義への警鐘

坂 元 和 夫

はじめに

最近、「文明の敵・民主主義」というショッキングな題の本を読みました。元東大教授で評論家の西部邁氏の著作です。たまたま新聞の広告でこの本を目にして衝動的にインターネットで購入してしまいました。

文明の友くらいは言つてもよいように思われます。それなのに何故敵なのでしょうか。

昨今のわが国の混迷する政治状況や無責任なマス・メディアのことを思い浮かべると、著者のいう文明の敵である民主主義とは、本來の姿からかけ離れた似非

(えせ)民主主義のことではないのでしょうか。例えば、大衆迎合主義とか衆愚政治などです。そして、これを正すための処方箋が最後に用意されているのだろうとおおよその見当を付けて読み始めることにしました。

プラトンの哲人政治

この本を読み始める前に、民主主義が文明の敵とは一体どうのことなのだろうかと考えてみました。民主政は西欧文明の発祥地であるギリシャで始まり、産業革命で飛躍的に発展した近代文明と競うように急速に全世界に広まっていったのですから、民主主義は文明の敵どころか文明の中子とまでは言えなくとも

人間の精神的所産を文化と呼び、人間の物質的、技術的所産を文明と呼ぶとも書いてあります。本書では文明は文化を含む広い意味で使われているようです。

これだけを前提にして本書の概要を紹介します。

古代ギリシャの哲学者プラトンは、政治によって正確な道義を実現し国民を善導するには哲人(知恵と見識に優れ道理に通じて賢人)が王になることが必要だと説きました。アテネの民衆は万人の万人に対する生存のための闘いが行われるので、その状態から逃れるために全員一致の社会契約によって絶対者への全権委譲が行われるとしました。絶対君主制という民衆政治の

それが民衆の愚かさに助けられて専制政治をもたらしました。

マキアヴェリの獅子と狐

一六世紀フィレンツエの政治家で思想家のマキアヴェリは、冷徹なりアリズムに基づく権力政治の分析により近代的な政治認識の誕生に決定的な役割を果たしましたと言われています。彼は、理想的な政治形態は君主が獅子の強腕と狐の狡智をもって国家の安全と生存をはかることだとしました

が、民主政治には全く言及しませんでした。

ルソーの一般意志

一八世紀半ばのフランスの思想家ルソーは、社会契約によって国家が成立するが、私的利益を求める個別意志の集合である全体意志とは異なる公共の利益を目指す普遍的な一般意志が政治体に生ずるのだとしました。しかし、ルソーの一般意志はフランス革命やロシア革命のさいに全体意志が一般意志を僭称し民主主義の否定に利用される結果になりました。

否定形態が社会契約という民主的な手続で実現されるという皮肉な発想です。

ロックの市民による社会契約

一七世紀のイギリスの哲学者ロックは、王権神授説を否定しホップスの社会契約論を批判的に発展させて社会契約による人民主権を唱えました。現代の民主主義はロックに始まると言われ、後のアメリカ合衆国憲法やフランスの人権宣言に大きな影響を与えました。

ヒットラーに独裁を

授権した国民投票

がドイツ国政の全権を掌握

したのは国民投票によつて
でした。彼は、国民の意志
に基づき合法的かつ民主的
に独裁者となつたのです。
独裁者となつた彼が行つた
全体主義に基づく悪行によ
り多くの人々がいかに悲惨
な目に遭つたかは周知の通
りです。

もたらされるのです。

もたらされるのです。

フランスの思想家にして政治家のトクヴィルは、

言われます。 最初の大衆社会になったとの頃からアメリカは近代でジャクソンニアン・デモクラシーの名を残しました。こを行い、その手法によつて

を待ち望むようになります。全体主義への転落はこうして始まるのです。

ているような気がして行く
末が空虚ろしく思えてきました。
した。

讀後感想

結果、少數派からの批判と
いう契機によって多数派の
犯しがちな誤謬が正される
機会を自ら失って腐敗して
いきます。絶対的な権力は
絶対的に腐敗するのです。

大衆社会と民主主義
アメリカの第七代大統領
ジャクソンは、選挙権の飛躍的拡大によって大衆(マス)の人気を当て込む政治

民主主義は全体主義の温床

民主主義は全体主義の温床
古代や中世の独裁專制政
治や近世の全体主義的政治
体制は民主政の反対物であ
り対極の関係にあると一般
には考えられています。と
ころが、歴史を振り返れば、
民主か独裁かではなく民主
の中から独裁が生まれ、全
体主義は民主主義によつて

大衆社会と民主主義

アメリカの第七代大統領
ジャクソンは、選挙権の飛躍的拡大によって大衆（マス）の人気を当て込む政治

なっていきます。大衆は自分に迎合する政治家を一旦は歓迎しますが直ぐに飽きて馬鹿にするようになります。どの民主主義諸国でも指導者は歓呼の声で迎えられた後罵声を浴びせられて引き下がるのです。衆愚政治と言うほかありません。

やがて、大衆は自らの愚かさを棚に上げて政治不信

読後感想
以上が「文明の敵・民主主義」という本の要旨です。私の読前予想は半分くらいは当たりましたが、著者の民主主義に対する見方はかなり悲観的です。数年前の小泉元首相の異常なまでの人気や東西の首長選の結果を見ると我が国が著者の危惧する通りの道を辿つ

に任せ国会で議論を尽くして結論を出すべきだというのです。本書に少なからず洗脳された私としては前原意見に賛成したいようにも思うのですが、党利党略しか念頭にないよう見える昨今の政治家にこのような大事な問題を任せられるかという声も聞こえてきそう



東日本大震災の 真の復興を

尾 藤 廣 喜

恐るべき被害の広がり

昨年三月一一日に発生した東日本大震災は、地震だけでなく、津波、そしてそれに続く福島第一原子力発電所の爆発によって、未曾有の大災害となってしまいました。震災から七ヶ月の段階で死者は一五、八二一人、行方不明者は三、九二九人、そして、避難者七三、二四九人にのれています。このままでは、全体の数すら把握できない状態にあります。

中でも深刻なのは、原発事故による放射線の影響によって、自主的避難者を含め避難を余儀なくされる住民の人たちや、さらには、避難しようと思つても

避難できない汚染地域に住む人たちの被害であり、その被害がいつまで続くのか、また、どれだけの被害となるのかすらも解らない状態は、原発被害の底知りません。

遅れる地震と津波

よる被害者の対策

しかしながら、今回の地震による被害者対策のうち、地震と津波による被害者の復興対策は、福島第一原発の被害対策に比べて注目されることが比較的少ない、それだけに遅々として進まない状況にあります。

復興の全体図自体が、余りにも抽象的で全く見えないうえに、被害住民の意向が復興計画に生かされておらず、地域の復興も、国や自分で、国が無視し続けてき

治体の責任によるものは少なく、実質的には、個人責任による復興に偏しているように思われます。

地域全体の復興計画は、地域の住民の意見を十分に反映し、社会資源、生活基盤、雇用の確保など、せめてセーフティネットの復興

については、国の責任で保障すべきだと思います。監視して行かなければなりません。

求められるPPP原則の徹底

これに対しても、福島第一原発による放射線の被害については、少なくとも今は、大きな注目が寄せられています。しかしながら、そのままの回復についても、加害者側や中立の第三者を装った「専門家」の意見に

原発の被災対策に比べて注目されることが比較的少なくて、それだけに遅々として進まない状況にあります。

中でも、原爆症認定制度

た「低線量の放射線による被曝」や空気中の放射線が呼吸によって、また、食物や水を通じて体内に取り込まれた「内部被曝」による被害について、これを軽視したり、「心配ない」として切り捨てようという傾向は、決して許せません。

今回の放射線被害の原因者は、第一次的に、福島第一原発を設置、運行してきた東京電力であり、第二次的には、原発開発を国策として推進してきた国にあるのですから、これら原因者が被害補償の責任を負わせることを原因者負担の原則（PPPの原則）を徹底することが重要です。

そして、そのためには、まず、冷温停止状態の宣言とは反対に、未だ原子炉の完全停止が実現していない

被曝」や「内部被曝」などが、五〇年、六〇年後に顕在化する可能性があり、この被害に対する対応するためには、住民の長期にわたる健康管理を徹底することが大切です。

そして、何故か無視されることが多い地下水、海洋漏出防止を徹底させると、さらに、被害完全回復染対策と安全性を確保するなどの対策が必要です。

害の線引きを許さないことが必要です。

「除染」対策は、東京電力や国の責任ではなく、個人の責任によって行われており、「除染」の経過で二次污染の被害を発生させる心配すらあり、問題です。

さらに、被害賠償についての具体的な視点としては、まず、子ども、高齢者、障害者など社会的弱者の被害を重視した被害防止対策と補償を行うことが大切です。

また、広島や長崎の原爆被曝によるとき、「低線量被曝」や「内部被曝」などが、五〇年、六〇年後に顕在化する可能性があり、この被害に対する対応するためには、住民の長期にわたる健康管理を徹底することが大切です。そして、何故か無視されることが多い地下水、海洋漏出防止を徹底させると、さらに、被害完全回復染対策と安全性を確保するなどの対策が必要です。



奇跡のリンゴ

山崎 浩一

リンゴと農薬

ハウディに出てくる「奇跡のリンゴ」という本のことを少し詳しく紹介します。これは実在のリンゴ農家木村秋則さんの壯絶な挑戦を描いたノンフィクションです。

皆さんはご存知でしたか。リンゴは昆虫、カビ、細菌、ウイルス等の攻撃にさらされ、春先から九月の収穫前までに十数回の農薬散布をしなければならない果実です。農薬散布により火傷のように水ぶくれがでることもあるのです。

もともとリンゴは温州ミカンほどの小さなものでしたが、アメリカで品種改良され、甘くて大きなリンゴ

となりました。明治時代にこの西洋リンゴが日本で栽培され、その美味しさから飛ぶように売れるようになります。ところが、すぐに害虫や腐乱病により、日本中のリンゴの木が枯れてしまうのです。しかし青森県はリンゴが貧困から抜け出す唯一の産業であつたため気の遠くなるような人海戦術で害虫駆除に取り組んでいるなか、農薬が開発され、リンゴ栽培が生き残れたのです。ですから、農薬を散布しないでリンゴを栽培するなんていうことは絶対に不可能だと考えられていました。

絶対不可能への挑戦

ところが、木村さんは、

木には酢を散布します。すると目に見えてリンゴの木が元気になりました。その翌々年、農薬散布をやめて八年目には七つの花が咲き、二個のリンゴの実がなりました。その翌年にはいつせいに花が咲いたのでゴの木に花すら咲かず、五年が経ちました。いよいよ資金も底をつき粥や雑草の味噌汁で食いつなぎました。そして六年目、四〇〇本のりんごの木が枯れようとした夏、絶望した木村さんは山の中で自殺しようとします。その山奥で月光に輝く葉をびっしり繁らせたリンゴの木を目にします。しかし、それはドングリの幻影でした。

新たな発見

その時、木村さんははつと氣づきます。山の土は雜草が生い茂り落ち葉でふかふかのよい匂いの土であることを。それから畑に大豆をまいて根菌を増殖させ、

自然の力への信頼
自然の生き物には生存力

が備わっています。その力を發揮させる環境を作りさえすれば、素晴らしい成果が得られます。これは人間の育ち方にも該当することでしょう。また安価な大量消費のために作られた食品がいかに不自然かがわかります。

たゆまぬ努力

正しい目標のためにどんな困難があるうと工夫と研究を続け、信念を貫くことの重要性は法律の世界でも同様です。およそ日本では実現しないといわれてきた国民の司法参加や、取調べの可視化、検察の証拠の開示等が少しずつ実現しています。法律家は、木村さんのように正しい制度が実を結ぶように真剣に努力を続けてなければなりません。

この本は、人間の可能性、自然の摂理、生き方などさまざまなことを考えさせてくれました。



「患者様」と「患者さん」

鍼 田 則 仁

物を買ったり、お金を払ってサービスの提供を受けるとき、売主やサービスを提供する側から自分がどのように呼ばれるのかといふことは、「物も言い様」ということで、売り手に対するイメージやその後の双方の関係にも影響してくることが少なくありません。

そして、日本では、「お客様は神様です」的な意識が強いのか、普通は「お客様」と呼んでおけばまず間違いがないということになっているようであり、その場の状況により口頭で「お客様」と使われることはあるにせよ、買い手に対する文書や掲示となると「ます」「お客様」ということのようす。

買ってもらい、自分の生計を維持させてもらうという存在であるという属性が強調されることになります。これと同じく、「患者様」という呼び方は、患者を医療サービスの消費者と位置付けることにつながってきます。

しかし、患者というものを、そのように位置付けることは、適切でしょうか。「お客様」は、お金がなくてサービスを買うことができないということになれば、もはや客ではなくなりますが、患者はお金がなからうが患者であることは変わりありません。金がないからといって患者であることやめるわけにはいきませんし、病院も、金がないということだけで医療サービスの提供に応じない

ということは許されないことに、過剰に消費者意識が呼び起こされ、些細な問題が大きな紛争となつた、病院の公共性に思いつらす、自分が最優先で措置されるべき患者であると

はおかしく、「患者様」という言葉にはなじまないのではないかと思われます。また、どれだけのサービスを提供するかという決定権は、患者ではなく、医療側に多くが存在し、医療サービスは、金を出せば何でも買えるというものではありませんから、この点でも「患者様」という言葉はなじまないと思われます。

医療崩壊という観点からみて特に問題となるのは、「患者様」と持ち上げられることによる心理的影響です。患者の素朴な意識としては、健康を損ねて大変困っているのを「先生」に治していただくというものが、どううるうと思います。それが、「患者様」と呼ばれる

ことにより、過剰に消費者意識が呼び起こされ、些細な問題が大きな紛争となつた、病院の公共性に思いつらす、自分が最優先で措置されるべき患者であると

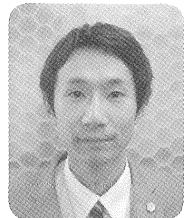
して、サービスを要求することに発展していくのではないかということです。現在の医療現場を見ていますと、たとえば、昔なら応急処置をして、帰宅・経過観察で終わっていた程度のものが、万一一ということがあつたらどうするんだという訴訟を背後に控えた強硬な消費者の声に押され、濃厚な検査が行われ、限られた医療資源が使われていくといった事態になつてゐるようを感じられます。更に、消費者の要求が先鋭化すると、医療従事者は、医療そのものに心血を注ぐことができず、クレーム対応に忙殺されて疲弊していく、士気の低下を招くということになります。

★

「お客様」という言葉は、客に「様」が付くことにより、消費者であり、売り手にとっては物やサービスで

★

の消費者と同列に考えるの



「ん」を区別したことがありますか

徳田 敏

私が世の中に「ん」と表記される音に少なくとも二種類のものがあることを知ったのは、大学生のときに第二外国语として選択した中国語の授業であった。漢字の発音を表記するものとしてピニンと呼ばれる発音記号があつたのだが、現代日本語で「ん」と表記されてしまう中国語発音のピニン表記として「n」と「ng」とがあり、言語感覚として「ん」を区別したこのない私には大きな衝撃であった。中高生時代に勉強した英語では現在進行形の「sing」のように「ng」には接しておらず、「go-ing」など「ング」と字面のとおりに声をしていたため、「ん」に「n」と「ng」との区別があることは気付いていなかった。しかも中国語の先生からは、我々も「n」と「ng」をきちんと日常で発音していると言わせてさらに驚きであった。例として教えていただいたの

は「案内」と「案外」である。仮名になると「んじゃない」と「あんがい」でどちらも同じ「ん」であるが、口に出してもらえばわかるとおり、「案内」の「annai」と「案外」の「angai」の「ん」は確かに発音の仕方が違うのである。

最近、書店で表題を見てびびっときた本に出会った。それは新潮新書の「ん(日本語最後の謎に挑む)」(山口謙司著)という本である。「ん」は五〇音表で欄外に置かれ、「ん」で始まる単語もない。そういう不思議な音である「ん」について、「ん」や「ン」という表記が成立した歴史や「ん」と「ン」と「ng」との区別があることなどは、気付いていなかった。

この本の詳しい内容はぜひひ購入して読んでいただきたいが、本では導入部として、東京の地下鉄日本橋駅のアルファベット表記が確かに「Tambabashi」とあります。京都でも、京阪の丹波橋駅や天満橋駅の表記は確かに「Tambabashi」や「Tenmabashi」であり、声に出て発音の仕方を体験してみると先の「案内」と「案外」の「ん」とはまた別個の「ん」であることがわかる。私たちはこのように三種類の「ん」を無意識に使っていたことに気がつくのである。

最初に書いた本では解説がなく、この本では解説がなくして、いくのであるが、仮名の成立過程での話の中で、「ん」以外にも興味深い話が紹介されている。

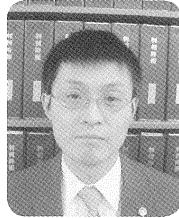
万葉仮名には奈良時代以前の日本語だけに見られる「上代特殊仮名遣い」と呼ばれる日本語の書き分けがされており、「キケコソトノヒヘミメヨロ」、「ア行のエ」と「ヤ行のエ」、「ギビゲベゴゾド」の合計二二の万葉仮名には、甲類乙類と分類される二種類の書き分けがなされていたとのこと。例えば「き」という文字により現代では表記される音が上代には二種類あつたという。例えば、「とき(時)」、「わ」である「ゑ」がか

き(秋)、きみ(君)などについて「伎」、「吉」、「支」と書いて「き」と読ませる万葉仮名が使われているが、これらの甲類として分類された「き」の万葉仮名は、きり(霧)、きし(岸)、つき(月)などのときには用いられず、別に乙類として分類できる「紀」、「城」、「奇」といった万葉仮名が使われおり、時、秋、君の「き」と、霧、岸、月の「き」とは明確に区別されていたというのである。

音としては区別して用いられたものが、文字になることでそのうちに区別されなくなつたものとして、まだ薰りが残っているもので「ゐ」と「ゑ」がある。私たちが最初に文字を覚えるときに用いる五〇音表では、aueoの母音とksnなどの子音を縦と横に組み合わせて仮名の位置づけを示しており、わ行は「わ」と「を」だけで「wi」、「wu」と「we」がないのはそういうもんだとあまり気にすることはない。中高生ぐらいになると、エビスビールやヰセキ農機のように、使われなくなった仮名として「wi」である「ゐ」や、「we」である「ゑ」がか

つてあったことがなんとなくわかつてくるが、日常生活で「い」と「ゐ」、「え」と「ゑ」を言語感覚として区別して用いないために、どういう「い」が「ゐ」であるかを体感していない。これが上代には他に二二音あつたといふのであるから、日本語の音は現代よりもはるかに他種類だったのです。 「ん」についても、「ん」という文字ができる以前は、「n」も「ng」も「m」も区別していたことが本書で説明されている。

日本語表記は、万葉仮名からひらがな、カタカナへ、そして変体仮名を含めた多数の仮名から現代の五〇音表へ、さらに「ゐ」と「ゑ」の現代仮名遣いからの消滅といふ流れで、大体同じような音の仮名表記の統合化、合理化がなされてきた。日本語は内国的には表記を合理化して発展してきたが、表記の統合で音も消滅したため、他言語の発音の違いを習得しにくくなつて、国際的普遍性を失うという、現代工業製造でいうところの「ガラバゴス化」してきたようと思われるところは、あまりに「日本の」で面白い。



クリチバ都市計画に 見る「賢人政治」

富 増 四 季

ブラジルにクリチバという市があります。チユーブ型のユニークなバス停やバス専用車線を導入することで、地下鉄に匹敵するバス交通網を低廉予算で実現させたほか、公園整備などの緑地政策でも先駆的な試みを次々と成功させ、数少ない都市計画の成功例として知られています。

クリチバの成功は、施策の中身もさることながら、本号の冒頭「民主主義への警鐘」で提示された観点からも、現代における「賢人政治」として、興味深い一事例となっています。

クリチバの革新的なまちづくりは、苦境を訴える市民の

陳情や、一般の人々を代弁する市会議員たちの問題意識から始まったわけではありません。

緻密な都市計画の立案と遂行戦略を担ったのは、イプキと呼ばれる公的機関に所属する専門家たちでした。

一九七〇年ころ、未だ大半の市民はクリチバの都市計画に無関心か懷疑的であるなか、イプキに所属する建築家、技術者、経済学者、社会学者と市役所職員からなる専門家チームは、中長期的な都市計画の必要性を確信し、レルネル市長の強いリーダーシップ

という後ろ盾を得て、次々と計画を実施していくのです。

最初に取りかかったのが、中心街の車道の一部を閉鎖し

て「花広場」と呼ばれる歩行者専用区域を設置することででした。

この計画には、地域の有力者たちからの強力な反対意見がありました。そこで、レルネル市長は、反対派の商店街の店主達が留守となる連休期中に市役所職員を動員し、突貫工事で道路を閉鎖して計画を強硬してしまったのです。

連休から帰ってきた店主たちは激怒しましたが、大勢の子どもたちが広場を楽しんでいた様子を見て反対運動も断念したといいます。

日本の民主主義であれば、おそらく暗礁に乗り上げてい

たような計画ですが、レルネル市長は、ある意味、反民主的な手法で計画を遂行したのです。

日本的な民主的でないといふべき状況だったはずです。一歩間違えば、独善や慢心による暴走や、利権との癒着が生じかねない危険もあったことでしょう。

クリチバにおける「賢人政

治」の成功は、何かと物事が動かなくなってしまう日本の現実のなかにいると魅力的に感じられます。しかし、やはり地道に話し合いを積み上げる手法で、努力する道を選ばざるを得ない、というのが私の結論です。

クリチバは違いますが、先ほどの花広場の設置では、て腐敗を回避したわけですが、

政治力、経済力もあったはず

の商店街の店主たちの声を抑えて、一般市民の利益を優先させました。このほかの施策

でも、イプキの専門家たちは、常に社会的弱者の存在に配慮し、人々の声に耳を傾けて計

画に反映させ、地域の特性にあつた取り組みを成功させていました。

都市計画の多くは、おそらく「賢人」を自負して意気揚々とやってきた先進国の専門家

チームによって主導されながら、謙虚に地域住民の声を聞くことを忘れ、いつの間にか

独善と利権にからめ取られていったのでした。

クリチバは違いますが、

どここの都市でも、こうした資質を持つ指導者の出現を期待できるわけではありません。

この点、ブラジリアの例など、専門家によるトップダウ

ン手法の面では共通しながら、

とんでもない大失敗に終わっただった。特に発展途上国の支援の名のもとで行われた大規模な

都市計画の多くは、おそらく

「賢人」を自負して意気揚々とやってきた先進国の専門家

チームによって主導されながら、謙虚に地域住民の声を聞くことを忘れ、いつの間にか

独善と利権にからめ取られていったのでした。

クリチバの場合、幸い、

トップのレルネル市長の個人的な資質として先見の明がある悪いイメージがありますが、

クリチバは違います。

最初に取りかかったのが、

かもがわ講座

国際裁判管轄

ドイツ人の相談者が、日本人と離婚したいと法律相談に

うにすべきものです。

人と離婚したいと法律相談に

日本政府もこの観点から、

やつてきました。さて、ここ

ここ二〇年ほど、国際的な折

で問題です。日本とドイツ、

衝の行く末を見守ってきました。しかし、結局のところ、

どちらの国の法律が適用され

国家間で話がまとまる目処が

るでしょうか。国際結婚が珍

つかないということです。今般、

結婚も離婚も国境をまたぐと

よる矛盾や空白が生じないよ

法律問題はとたんにややこし

うにすべきものです。

婚姻に限らず、同じような

日本政府もこの観点から、

問題は至るところで生じま

す。国際取引や相続の場面な

ど、各国それぞれの法律で権

利の内容や請求金額が大きく

変わってくるので大問題です。

このうした問題の交通整理を

行うためのルールとして、日

本国内であれば、日本の裁判

所が審理できるという常識的

なものなのです。もっとも、

行方不明となつた場合は最終

住所地とすることや、(1)契約

上の債務の履行、手形、不法

行為、不動産、相続等の場面

での特別裁判籍、(2)消費者契

約、労働契約、知的財産権等

婚姻の效力なら同一本国法、

同一常居所地法、密接関連地

法の順番(二五条)、不法行為

当事者間で書面による合意や

なら結果発生地法(一七条)と

応訴などによって国際管轄を

されています。

しかし、この「法の適用に

関する通則法」もあくまで日

本法。日本の裁判所で当該事

件を審理できなければ適用の

しようがありません。こうし

て、どのような事件を日本

の裁判所で審理できるのか、と

いう国際裁判管轄の問題とな

るわけです。

国際裁判管轄の問題は、本来は国際条約などで各国に公平で統一的なルールを定め、各国ごとの取り扱いの違いによる矛盾や空白が生じないようになります。

基本的な考え方としては、被告の住所や本店所在地が日本国内であれば、日本の裁判所が審理できるという常識的なものなのです。もっとも、民事訴訟法の改正によって一定のルールが明文化されるようになりました。